

長野高校吹奏楽班 OB・OG 会規約

第1条（名 称）

本会は、長野高校吹奏楽班 OB・OG 会（以下「OB 会」と表記）という。

第2条（所在地）

本会を長野高校音楽室に置く。

（住所：長野県長野市上松 1-16-12 長野県立長野高等学校内）

第3条（目 的）

OB 会は定期演奏会の開催を主たる活動とし、それを通して OB・OG 同士の交流と現役生への支援を行うことを主な目的とする。

第4条（構成員）

OB 会の構成員は、長野高校吹奏楽班に在籍した者および OB 会総会において会員資格を認めた者とする。

第5条（OB 会費）

会員は毎年 OB 会費を納める義務がある。OB 会費の金額は OB 会総会によって決定および変更することができる。

第6条（OB 会総会）

OB 会総会は、毎年定期演奏会後に行う。

第7条（役 員）

1. OB 会には、次の役員をおく。

- | | |
|---------------|-----|
| （1）会 長 | 1 名 |
| （2）副会長 | 1 名 |
| （3）事務局長 | 1 名 |
| （4）会 計 | 若干名 |
| （5）その他（音楽顧問等） | 若干名 |

2. 役員は、OB 会総会において選出する。

3. 第1項の他、幹事学年を定める。幹事学年は、長野高校を卒業した次年の年代とし、OB 会の事務、および定期演奏会の開催を担当する。

4. 事務局長は、OB 会の事務運営において幹事学年をサポートする。
なお、任意の会員を事務局員として任命することができる。

第8条（OB 演奏会）

OB 会演奏会は、毎年 3 月に開催する。

第9条（その他）

1. OB 会は、OB 会総会の決議により、専属の顧問、指揮者等をおくことができる。
2. OB 会名義の銀行口座は、会計担当者が管理し、随時入出金することができる。

第10条（設立年月日）

OB 会の設立年月日は昭和 44 年（1969 年）8 月 1 日とする。

附 則

1. 本規約は昭和 44 年 8 月 15 日より施行する。
2. 本規約は平成 28 年 3 月 26 日より施行する。
3. 本規約は令和 8 年 3 月 28 日より施行する。